

議員発案第 4 号

安心して医療や介護が受けられるような施策の推進を求める  
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「安心して医療や介護が受けられるような施策の推進を求める意見書」を提出するものとする。

平成23年3月23日 提出

提出者 三条市議会議員 野崎正志

賛成者 三条市議会議員 久住久俊

同 三条市議会議員 島田伸子

同 三条市議会議員 杉井旬

同 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 小林誠

## 安心して医療や介護が受けられるような施策の推進を求める意見書

後期高齢者医療制度に対する高齢者や国民の不安の声を受けて、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議は昨年12月に高齢者のための新たな医療制度等についての最終取りまとめを公表したが、この新制度の案は75歳以上の1,200万人が加入する国保は都道府県が財政運営して医療費は別勘定とし、高齢者や国民が問題にした部分をそのまま温存する内容となっている。

また、国民の30%が加入する国保制度は全国で459万世帯、国保世帯の20%が保険料滞納(新潟県全体では17.3% 平成22年6月現在)に象徴されるように、制度自体の深刻さを増している。国は、国保制度改革として国保の運営を市町村から都道府県とする国保の広域化を進めようとしているが、国保の広域化は保険料の上昇や住民サービスの低下につながると県内市町村担当者からも疑問の声が上がり、新聞アンケートでも多くの知事が国保の広域化で国保の構造的課題は解決しないとといった否定的な意見を述べている。

また、来年度改定の介護保険制度については、昨年11月の厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会の介護保険制度の見直しに関する意見が公表されたが、軽度の要介護者を介護保険サービスから除外、ケアプランの有料化等の利用者負担増とサービス外しに対して利用者の反対や政府与党の中でも疑問の声が起こっている。

安心して医療や介護が受けられることは国民の切実で最も大切な願いであり、国は国民の命と健康にかかわる責任を持っている。

よって、国会並びに政府におかれては、このような現状を踏まえ、次の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 高齢者の新たな医療制度について

- (1) 年齢による差別と保険料が自動的に上がる仕組みを残す制度づくりはやめること。
- (2) 75歳以上の高齢者への資格証の発行はしないこと。
- (3) 70歳から74歳の医療費の2割負担への引上げをやめること。

#### 2 国保制度について

- (1) 国保制度への国庫負担を増やし、高過ぎる国保料を引き下げること。
- (2) 国保の広域化問題については、自治体や国民の声をよく聞くこと。
- (3) 市町村で国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免制度の実施が取り組めるよ

う国の財政援助を強めること。

3 介護保険制度について

- (1) 国庫負担を増やし、利用者負担の軽減や必要な介護が受けられる介護制度にすること。
- (2) 特別養護老人ホーム等の介護施設を増やし、入所待機者の解消に努力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

三条市議会議長 下村喜作

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣